平成２８年（フ）第１号
岐阜県高山市赤保木町1164―１特別養護老人ホームこころの丘高山　（住民票上の住所岐阜県高山市天性寺町18番地５）
破産者　川上　俊一
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
静岡市葵区銭座町81番地の４
破産者　成瀬　鐵男
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３３３号
大阪府枚方市宮之阪２丁目７番13号
破産者　乾　　義彦
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１８６号
大阪府箕面市森町中２丁目４番13号
破産者　平見　綾子（旧姓宮崎）
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５３６号
大阪府東大阪市鳥居町10番10号
破産者　菅野真由美
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７１号
大阪府柏原市国分本町７丁目７番23号、前住所大阪府柏原市旭ケ丘３丁目６番12号
破産者　三井恵美子（旧姓浜田）
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
兵庫県南あわじ市八木馬回293番地
破産者　出口　利為
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６１号
徳島県徳島市北島田町１丁目98番地の５、旧住所徳島県徳島市中吉野町３丁目83番地の５
破産者　阿部　弘道
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４号
北海道北見市中央三輪４丁目518番地77　メゾン杉本203号
破産者　小石　達也
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第３２２号
盛岡市西青山２丁目23番８号　レオパレスエピドール102号
破産者　小澤　　哲
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３５８号
岩手県下閉伊郡岩泉町下有芸字高清水38番地
破産者　佐々木　守
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１５６６号
神奈川県茅ヶ崎市本宿町11番48号コウジィコート赤松Ｄ―２
破産者　島田　一弘
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３３号
兵庫県明石市西新町２丁目１番６―520号、前住所兵庫県加古川市別府町別府961番地の17
破産者　野田　真司
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
山口県宇部市大字西岐波1637番地１
破産者　大林　哲夫
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第６０号
香川県木田郡三木町大字池戸3253番地
破産者　髙﨑　雅子（旧姓関口）
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８号
香川県観音寺市茂木町３丁目４番20号
破産者　香川　資治
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第５９号
山口県周南市周陽２丁目１番３―208号、開始決定時の住所山口県周南市大字安田666番地の１
破産者　池上　悟志
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部